

【 全般1. 】

◆ 当会議では、国や公共が市場・民間活動に関与する場合には、公共経済学の視点から、①市場の失敗としての外部性、②価値財性、③市場の失敗としての情報の非対称性といった状況が明確に存在し、その是正を図る上で当該関与が必要十分であることが客観的かつ合理的に説明できることが必要と理解しており、同時に、公共の側には、その関与が正当なものであると主張する限り、それを国民に明白な形で客観的かつ合理的に説明すべき義務があるものと認識している。

こうした観点から、以下の独立行政法人が実施している個々の業務について、公共が関与しなければならない客観的かつ合理的な根拠について、まず貴省の見解を明確にされたい。

〔回答〕

1. 独立行政法人の業務については、「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要はないが、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるか、又は一の主体に独占して行わせることが必要であるもの」(中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)第36条及び独立行政法人通則法(平成11年法律103号)第2条)とされているところである。
2. 特殊法人であった雇用・能力開発機構は、特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月18日閣議決定)に基づき、事業の徹底した見直しを行った上で独立行政法人化されたものであり、同法人が担っている業務は、政府として1.に掲げる独立行政法人が担うべき業務に該当するものとして整理されているものである。
3. 特殊法人等整理合理化計画においては、
  - ・ 民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う離職者訓練は、その地域において民間では実施できないもののみ限定して実施すること
  - ・ 地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う在職者訓練は、真に高度なもののみ限定して実施し、地方や民間で可能な訓練は、機構の業務としては速やかに廃止することとされており、機構が自ら行う職業訓練事業は、そもそも民間では対応できない訓練に限定して実施しているところである。

4. 独立行政法人雇用・能力開発機構の業務である職業能力開発業務は、雇用対策の一環として、国に代わって雇用のセーフティネットの役割を果たすものであり、上記のように民間では対応できないもののみを対象としていることから、公共が関与しなければならないものである。

## 【全般2】

◆ 2. また、仮に上記の点が説明可能であったとしても、その活動を官みずからが実施しなければならいのかどうか、民間に開放した方が効果的・効率的ではないのかどうかについては、別途、検証する必要がある。

それを検証するための手法が「市場化テスト」であり、これは、納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に、公共サービスについて、価格だけでなく質の面も含めて、官民が参加する競争入札を通じて透明・中立・公正に評価し、国民にとって最も望ましい主体を選定しようとするものである。

仮に、業務を民間に委ねた場合、サービスの質の低下につながる、あるいは公共の方が民間よりも効果的かつ効率的にサービスが提供できると主張されるのであれば、堂々と市場化テストに応じて民間と競い合えばよいのであって、「市場化テスト」にけること自体を拒否する必要はないはずと考える。

こうした点を踏まえ、以下の独立行政法人が実施している個々の業務について、上記1の点につきご回答の上、国や公共の関与が正当とされる場合には、さらに市場化テストを含む民間開放を進めていくべきと考えるが、貴省の見解をお伺いしたい。

## 【回答】

### 公共職業能力開発施設の行う事業

1. 機構が実施している公共職業訓練事業は、

- ① 職業能力開発促進法第5条第1項に基づく職業能力開発基本計画において、自ら職業訓練を実施するに当たっては、「ニーズがありながら民間部門では実施を期待し難い、又は実施していない分野」に限定することをその基本方針としていること、
- ② 特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月閣議決定）においては、
  - ・ 地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う在職者訓練は、真に高度なもののみ限定して実施し、地方や民間で可能な訓練は、機構の業務としては速やかに廃止すること
  - ・ 民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う離職者訓練は、その地域において民間では実施できないもののみ限定して実施すること

とされており、機構が自ら行う職業訓練事業は、そもそも民間では対応でき

ない訓練に限定して実施しており、民間で行うことが可能であれば、機<sub>17</sub>。  
すなわち国が実施する職業訓練には該当しないことから、仮にそういう訓練  
があれば廃止するべきであり、市場化テストにはなじまないものである。

2. また、仮に市場化テストの対象とし、民間開放を行う場合には、民間開放  
に応じて職業訓練指導員の全国的なネットワークを民間開放した訓練部分に  
ついて縮小することとなるが、いったん縮小すれば、その後、民間業者が撤  
退する等の事態が生じた場合であっても、機構においても直ちに対応できず、  
その結果、地域において必要とされる職業訓練機会の提供がなされないこと  
となる。国は、労働者に対する職業訓練の機会を十分に確保する責務を有す  
ることから、このような状況をまねく恐れのある場合に、その事業を市場化  
テストの対象とすることは不適當である。

### アビリティガーデンの行う事業

1. アビリティガーデンは、今後の労働政策の重要課題であるホワイトカラー  
の職業能力開発のための全国唯一の中核的研究施設として、
  - ① 新たな訓練コース（訓練目標、カリキュラム、教材等）の開発
  - ② 開発したコースの試行実施、効果検証
  - ③ 検証した訓練コースの普及、改良点の発見のための継続実施を一体的に行っている。本事業は、国策として実施すべき訓練コースの開発、  
試行実施、訓練コースの普及までを一連のものとして行うという職業能力開  
発行政の根幹の一つを担うものであり、今後の職業能力開発行政の方針を具  
体化するため先導的な訓練コース等の研究開発等を行うものであることから、  
機構と国とが一体となって行うべきものである。
2. アビリティガーデンにおける訓練コース開発方針、開発分野の決定を行う  
に当たって、我が国の産業動向や人材育成の状況等を勘案しつつ行う必要が  
あることから、学識者や労使団体代表から構成される運営協議会を設けてお  
り、また開発分野等が決定された後の具体的な訓練コースの研究開発や試行  
実施に当たっては、学識経験者、開発分野に係る業界団体、傘下企業等から  
構成される機関を設け、事業の中立性、公平性に配慮しつつ、民間のノウハ  
ウを最大限活用しながら、民間との共同作業で事業を実施している。

3. こうしたアビリティガーデンの事業を一民間業者に委託すれば、我が国の産業動向や人材育成の状況等を勘案して国と機構が連携を図りながら設定している訓練コースの開発の目的が十分に達成されないおそれがあることから、アビリティガーデンの行う事業を市場化テストの対象とすることは不適當であるとする。

### 私のしごと館の行う事業

1. 「私のしごと館」の設置目的である、若年者を中心とした職業意識啓発を効果的に進めていくためには、その体験事業や相談事業等の各事業は、教育界、経済界との連携のもと、網羅的かつ体系的に行われる必要がある。このため、こうした教育界、経済界、様々な業界団体、企業等との協力関係を通じて、企業等から採算を度外視して多くの職業に関する人的・物的な協力(講師、職業データベースの内容・登場人物、展示物、映像等)をいただいている。
2. このように、幅広く関係者の協力が得られるのは、「私のしごと館」が公共的性格を有し、公平性、中立性を有する公共機関が実施主体となっているからであり、仮に一の民間企業が施設等の運営等を行うこととなると、こうした公共機関としての性格、公平性、中立性が薄れ、競合他社を含む民間企業から現在と同様の協力が得られなくなることが考えられ、当該施設の効果的な運営が行われず、施策の目的の達成に支障を来すことになる。
3. また、「私のしごと館」は、施策目的に照らして各都道府県教育委員会や周辺自治体と連携を図りつつ運営を行っているが、一の民間企業の営業活動では、上記2と同様、公共的性格、公平性、中立性の問題が生じ、これらとの関連づけが不十分となり、当該施設の効果的な運営が困難となるものであり、民間主体が運営を行うことは不適當である。
4. ただし、「私のしごと館」の実際の運営にあたり、その管理面、事業面において、より効率的・効果的にする観点から、外部委託の活用は現在でも行っているところであり、事業内容が多岐に及んでいる「私のしごと館」のような施設においては、1の民間企業がこれをまるごと受託するより、それぞれの分野で優秀な民間企業を利用する手法の方が、効率的であると考えられる。

○ 雇用・能力開発機構

◆雇用・能力開発機構が実施する職業能力開発業務について、その具体的なフロー及び当該フローの各段階における予算・人員数の現状及び過去3年間の推移をご教示いただきたい。

[回答]

別紙1のとおり（平成14年度は集計中）。

◆雇用・能力開発機構が行う職業能力開発業務について、その具体的な業務別に、訓練生一人当たりの費用、就職者一人当たりの費用を一覧にしてお示しいただきたい。

また、その結果として、費用を上回る社会的な利益が生まれているのかについて適切な指標をもって明確にしていきたい。

[回答]

「訓練生一人あたりの費用等」については、別紙2のとおり。  
社会的利益については、別紙3のとおり。

◆雇用・能力開発機構が行う職業能力開発業務の中で、①どのような事業について、②何故に、民間委託や市場化テストなど民間開放の実施ができないと貴省がお考えなのか、具体的事業に即してご説明願いたい。

[回答]

公共職業能力開発施設を行う事業

1. 機構が実施している公共職業訓練事業は、

- ① 職業能力開発促進法第5条第1項に基づく職業能力開発基本計画において、自ら職業訓練を実施するに当たっては、「ニーズがありながら民間部門では実施を期待し難い、又は実施していない分野」に限定することをその基本方針としていること、
- ② 特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月閣議決定）においては、
  - ・ 地方公共団体や民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う在職者訓練は、真に高度なもののみ限定して実施し、地方や民間で可能な訓練は、機構の業務としては速やかに廃止すること
  - ・ 民間教育訓練機関との適切な役割分担を図る観点から、機構の行う

離職者訓練は、その地域において民間では実施できないもののみに限  
定して実施すること

とされており、機構が自ら行う職業訓練事業は、そもそも民間では対応で  
きない訓練に限定して実施しており、民間で行うことが可能であれば、機  
構、すなわち国が実施する職業訓練には該当しないことから、仮にそうい  
う訓練があれば廃止するべきであり、市場化テストにはなじまないもので  
ある。

2. また、仮に市場化テストの対象とし、民間開放を行う場合には、民間開  
放に応じて職業訓練指導員の全国的なネットワークを民間開放した訓練部  
分について縮小することとなるが、いったん縮小すれば、その後、民間業  
者が撤退する等の事態が生じた場合であっても、機構においても直ちに対  
応できず、その結果、地域において必要とされる職業訓練機会の提供がな  
されないこととなる。国は、労働者に対する職業訓練の機会を十分に確保  
する責務を有することから、このような状況をまねく恐れのある場合に、  
その事業を市場化テストの対象とすることは不適當である。

### アビリティガーデンの行う事業

1. アビリティガーデンは、今後の労働政策の重要課題であるホワイトカラ  
ーの職業能力開発のための全国唯一の中核的研究施設として、
  - ① 新たな訓練コース（訓練目標、カリキュラム、教材等）の開発
  - ② 開発したコースの試行実施、効果検証
  - ③ 検証した訓練コースの普及、改良点の発見のための継続実施を一体的に行っている。本事業は、国策として実施すべき訓練コースの開  
発、試行実施、訓練コースの普及までを一連のものとして行うという職業  
能力開発行政の根幹の一つを担うものであり、今後の職業能力開発行政の  
方針を具体化するため先導的な訓練コース等の研究開発等を行うものであ  
ることから、機構と国とが一体となって行うべきものである。
2. アビリティガーデンにおける訓練コース開発方針、開発分野の決定を行  
うに当たって、我が国の産業動向や人材育成の状況等を勘案しつつ行う必  
要があることから、学識者や労使団体代表から構成される運営協議会を設  
けており、また開発分野等が決定された後の具体的な訓練コースの研究開  
発や試行実施に当たっては、学識経験者、開発分野に係る業界団体、傘下  
企業等から構成される機関を設け、事業の中立性、公平性に配慮しつつ、  
民間のノウハウを最大限活用しながら、民間との共同作業で事業を実施し  
ている。
3. こうしたアビリティガーデンの事業を一民間業者に委託すれば、我が国  
の産業動向や人材育成の状況等を勘案して国と機構が連携を図りながら設  
定している訓練コースの開発の目的が十分に達成されないおそれがあるこ  
とから、アビリティガーデンの行う事業を市場化テストの対象とするこ  
と

こと

は不適當であると考える。

### 私のしごと館の行う事業

1. 「私のしごと館」の設置目的である、若年者を中心とした職業意識啓発を効果的に進めていくためには、その体験事業や相談事業等の各事業は、教育界、経済界との連携のもと、網羅的かつ体系的に行われる必要がある。このため、こうした教育界、経済界、様々な業界団体、企業等との協力関係を通じて、企業等から採算を度外視して多くの職業に関する人的・物的な協力（講師、職業データベースの内容・登場人物、展示物、映像等）をいただいている。
2. このように、幅広く関係者の協力が得られるのは、「私のしごと館」が公共的性格を有し、公平性、中立性を有する公共機関が実施主体となっているからであり、仮に一の民間企業が施設等の運営等を行うこととなると、こうした公共機関としての性格、公平性、中立性が薄れ、競合他社を含む民間企業から現在と同様の協力が得られなくなることが考えられ、当該施設の効果的な運営が行われず、施策の目的の達成に支障を来すことになる。
3. また、「私のしごと館」は、施策目的に照らして各都道府県教育委員会や周辺自治体と連携を図りつつ運営を行っているが、一の民間企業の営業活動では、上記2と同様、公共的性格、公平性、中立性の問題が生じ、これらとの関連づけが不十分となり、当該施設の効果的な運営が困難となるものであり、民間主体が運営を行うことは不適當である。
4. ただし、「私のしごと館」の実際の運営にあたり、その管理面、事業面において、より効率的・効果的にする観点から、外部委託の活用は現在でも行っているところであり、事業内容が多岐に及んでいる「私のしごと館」のような施設においては、1の民間企業がこれをまるごと受託するより、それぞれの分野で優秀な民間企業を利用する手法の方が、効率的であると考えられる。



◆「私のしごと館」については、経費が多額に上る一方で、その効用には極めて疑問があることから、可及的速やかに廃止するのが妥当であると考えているが、貴省の見解を伺いたい。仮にそれができないのであれば、「この時期までに、こうした形で収支の改善を図る」という具体的な計画をお示しいただきたい。

[回答]

- 1 「私のしごと館」の行う事業は、フリーターやニートの増加など、若年者の雇用問題が大きな社会問題となる中、職業意識啓発のために職業体験機会や幅広い職業情報、相談を提供する場として、国としても積極的に取り組んでいくことが必要な事業と考えており、これは必ずしも収支相償を前提とする事業ではない。
- 2 「私のしごと館」の各事業サービス利用者へのアンケート結果をみると、利用者の8割以上から「参考になった」との回答があり、多くの者から職業に関し「関心を持つようになった」、「自分の適性、適職を理解することができた」等の回答を得ており、評価いただいている。
- 3 ただし、限られた財源の有効活用という観点から、運営主体である雇用・能力開発機構とともに運営の効率化を進めて抜本的な経費削減を図るとともに、展示・体験事業の魅力を高めることなどにより、自己収入の増加に努めることが必要と考えており、平成18年度政府予算案では、平年稼働となった初年度（平成16年度）の運営費交付金より約2割削減することとしている。また、運営主体である雇用・能力開発機構においては、平成19年度には、さらなる運営費交付金の削減を目指すこととしており、財界、地域機関、学識者にご協力いただいている「私のしごと館」支援協議会等のご意見もいただきながら、さらに効率的な運営に努めることとしている。

◆雇用促進住宅について、旧借家法の適用を受ける従来からの居住者については、退去させるのに立退き料が必要との見解に立って、処理について30年程度かけるとする報告書が出されているとのことだが、その報告書を資料としていただきたい。また、上記の見解については、法解釈上、大きな疑義があるが、どのような法的根拠を持って、そうした結論に至ったのか、具体的に明らかにされたい。

[回答]

- 借地借家法第29条では、「期間を1年未満とする建物の賃貸借は、期間の定めのない建物の賃貸借とみなす。」とされ、第30条で「この節の規定に反する特約で建物の賃借人に不利なものは、無効とする。」とされている。
- 平成15年11月前の入居者との入居契約は、その期間が、当初1年未満であり、その期間内にやむを得ない事由により転居できない場合には、1年未満の期間に限り延長できるとし、さらに、その延長した期間内にもやむを得ない事由により転居できない場合には、退去を猶予できることとしており、法律上は「期間の定めのない賃貸借」とみなされる。
- 期間の定めのない賃貸借については、借地借家法28条で、賃貸人による解約の申し入れは、
  - ・ 建物の賃貸人及び賃借人が建物の使用を必要とする事情のほか、
  - ・ 建物の賃貸借に関する従前の経過、
  - ・ 建物の利用状況及び建物の現況、
  - ・ 並びに建物の賃貸人が建物の明け渡しの条件として又は建物の明け渡しと引き替えに建物の賃借人に対して財産上の給付をする旨の申出をした場合におけるその申出を考慮して、正当の事由があると認められる場合でなければ、することができないとされている。
- 国の方針に基づき雇用促進住宅を廃止することが求められていることについては、正当な事由を構成する一要素とはなるものの、当該理由のみで、正当事由に該当すると判断することは困難であり、立退料が必要であると考えられる。
- なお、雇用促進住宅基本課題検討会においては、雇用促進住宅を廃止するまでの間の運営は、家賃等収入による完全独立採算で行い、国からの交付金、

補助金等は一切使用しないことを前提とし、資産の有効運用、入居者の保護等を図ることを念頭に、シミュレーションを行った結果、概ね30年程度かけることが最善とされたものである。

◆「雇用促進住宅」が整備された本来の趣旨に鑑み、仮に住宅の有効活用を図る観点からだとしても、本来の入居対象者ではない者に対しては、市場価格と等しい家賃を徴収すべきであり、現行がそうになっていないのであれば、早急な見直しが必要と考えるが、貴省の見解を具体的に示されたい。

[回答]

○ 雇用促進住宅は、基本的に、次に掲げる雇用保険の被保険者のための住宅として整備したものであるが、住宅の有効活用及び、住宅運営の独立採算の確保の観点から、被保険者以外の者も同要件に該当し、被保険者の利用等に支障がない限り、入居できることとしている。

- ① 移転就職者
- ② 中小企業労働力確保法に規定する認定組合等の委託募集に応じて、その構成員たる中小企業に就職する者
- ③ 上記①、②以外の者で、就職のため居住地を管轄する公共職業安定所の管轄区域外に住所若しくは居所を変更する者又は居住地を管轄する公共職業安定所の管轄区域内において通勤困等の理由により住所若しくは居所の変更を余儀なくされる者
- ④ 配置転換又は出向等により転勤する者で、居住地を管轄する公共職業安定所の管轄区域外に住所若しくは居所を変更する者又は居住地を管轄する公共職業安定所の管轄区域内において通勤困難等の理由により住所若しくは居所の変更を余儀なくされる者
- ⑤ 職業の安定を図るために住宅の確保を図ることが必要であると認められる者

○ 雇用促進住宅の家賃は、現在、次のとおりとしており、被保険者以外の者については、移転就職者等以外の者として適用している。

入居者区分	賃 賃 料		
	1年～2年	3年～4年	5年目以降

移転就職者等 (上記①～③)	家賃Ⅰ	家賃Ⅱ (家賃Ⅰ×1.2)	家賃Ⅲ (家賃Ⅰ×1.4)
移転就職者等 以外の者 (上記④及び⑤)	家賃Ⅱ (家賃Ⅰ×1.2)	家賃Ⅲ (家賃Ⅰ×1.4)	

(個々の住宅により、家賃は異なる。)

- 被保険者以外の者についても、住宅の確保が必要と認められることが前提であること、失業者等も含まれることから、家賃について一定の配慮は必要と考えているが、雇用保険の雇用福祉事業として整備した住宅であるという点を踏まえ、今後そのあり方について検討を行うこととしたい。

◆ 「雇用促進住宅」に関して、市場価格で民間に払い下げるといった選択肢はないのかどうかについて、ご教示いただきたい。

[回答]

- 雇用促進住宅については、雇用・能力開発機構が行う雇用福祉事業としての早期廃止を図るため、譲渡を進めており、譲渡先は、原則として、地方公共団体又はこれに準じる団体（地方住宅供給公社、公益法人等）とすることとしている。
- これは、低所得勤労者が低家賃で入居している現状から、民間への譲渡は現実問題として難しいこと、雇用促進住宅が公営住宅の代替的機能を果たしてきた経緯と現状、地方公共団体の要請と協力により整備した経緯、雇用保険料財源で整備した趣旨が公的な住宅として引き続き生かされること等のためである。
- しかし、一部の高層棟で、家賃水準も比較的高く、民間への譲渡の見込みがある住宅については、定期借家契約への移行が進んだ段階で、地方公共団体等に譲り受けの意向が無く、民間譲渡について入居者の反対が概ねない場合は、競争入札により、時価で民間へ譲渡することを検討することとしている。